

通知書などを発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成22年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車の所有者	5月10日	Tel 224-5637 市民税課税制担当
固定資産税・都市計画税納税通知書	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月10日	Tel 224-5642 資産税課管理担当

市税などの納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	5月31日	Tel 224-5686 収税課収税管理担当
固定資産税・都市計画税(第一期)	5月31日	Tel 224-5686 収税課収税管理担当

付加年金で年金を増やせます

市民課国民年金担当
☎224-5764

付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乗せの年金です。

定額の国民年金保険料に加算して付加年金保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

対象：第一号被保険者(農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む)

*保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、納付できません。

付加年金保険料(月額)：四百円

支給される付加年金額(年額)：

二百円×付加年金保険料を納付した月数

納付開始：申し込み月から納付(さかのぼっての納付はできません)

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、市民課(本庁舎一階)・出張所・連絡所

障害者の軽自動車税を減免

市民税課税制担当
☎224-5637

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は軽自動車税が減免になります(要申請)。また、これらの手帳

を持つ方と生計を同一にする方が、所有する車を手帳を持つ方のために運転する場合も減免の対象です。

昨年引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請
5月24日(月)までに市民税課(本庁舎二階)。

必要書類

- 平成22年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳
- 各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」

市税等納期限のメール配信サービス開始

収税課収税管理担当 ☎224-5686

「市税等納期限お知らせ」のメール配信サービスを開始しました。納期限の約1週間前にメールが届きますので、市税などの納め忘れや口座振替の残高チェックなどに便利です。

登録は、下記のアドレスまたは右のQRコードから申し込むことができます。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/cgi-bin/m1hi/index.pl>

*登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。



ここを携帯で写してみてね!



定期健康診断受診料補助

緊急地域経済対策室
☎224・6191

従業員の定期健康診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助します。定期健康診断は、労働安全衛生規則に定められ、すべての事業主に実施が義務付けられています。対象：次の要件を満たす事業主①市内の事業所で常時雇用従業員が

三十人以下②今後も継続的に定期健康診断を実施する③納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の50パーセント(限度額三千円)
*補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

懇話会委員を公募

学校管理課 ☎224・5139
市立川越高校の将来構想について

5月30日(日)はごみゼロ運動

資源循環推進課 ☎239-6267

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをするための運動です。

ごみゼロ運動は、家庭のごみや粗大ごみを回収する日ではありません。当日は収集車両が作業を行いますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境美化活動への支援

ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーを貸し出しています。

県(川越県土整備事務所 ☎243-2020)では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「水辺の里親制度」があります。



固定資産税を減免します

資産税課管理担当
☎224・5642

火災などで損害を受けた家屋の固定資産税・都市計画税のうち、納期限が到来していない分について、減免される場合があります。消防局予防課が発行する「り災証明書」を持ち、資産税課(本庁舎二階)にご相談ください。

検討する「第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会」を設置します。市民の皆さんの意見を反映するため、同懇話会委員を公募します。
応募資格：次の要件を満たす方①市内在住の30歳以上で、教育に関心がある②平日昼間に開催される五回程度の会議に出席可能③市のほかの付属機関の委員でない
定員：二人
応募方法：応募用紙に必要事項を明記し、「市立川越高等学校に関する私の意見」の小論文(任意の形式で八百字程度)を添えて5月31日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所学校管理課
*応募用紙は学校管理課(東庁舎一階)で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 「子ども手当」の申請はお早めに 子育て支援課 ☎224-5821
同手当の最初の支払いは6月15日です。6月に支給を受けるためには、5月31日(月)までに申請してください。また、平成22年4月分からの受給には、9月30日(木)までの申請が必要です。
- 川越市総合計画審議会を開催 政策企画課 ☎224-5503
5月24日(月)、午後2時～。7AB会議室(本庁舎7階)。傍聴は先着10人。当日直接会場。
- 本人通知制度開始 市民課戸籍担当 ☎224-5747
6月1日から、個人の権利侵害を防止するため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したとき、事前登録をした方に交付したことを通知する「本人通知制度」を始めます。
- ジュニアボランティア募集 博物館 ☎222-5399 ☎222-5396
「土曜子ども体験」の手伝い。対象は、市内在住の小学5年生～高校生で、5月30日(日)、午前10時から同館で行う説明会に保護者同伴で参加できる方。申し込みは、5月25日(火)までに電話またはファクスで同館。